

萩原町商工会だより



令和6年1月吉日（睦月）発行：萩原町商工会
TEL：0576-52-2500
https://www.gifushoko.or.jp/hagiwara/ 下呂市萩原町萩原 1166-24

謹んで新春のお慶びを申し上げます

本年も高工会活動に対しまして、一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年5月、新型コロナウイルス感染症が5類へと移行し、地域経済は回復基調に入りました。しかしながら、一方で原材料高、エネルギー価格の高騰などのコスト増や、人手不足への対応策としての賃上げなどにより企業の収益は圧迫されていると言えます。さらに、コロナ禍の影響を強く受けた事業所は、コロナ関連融資の返済が本格化し債務に苦しんでいる状況もあると考えられます。

このように地域の商工業者を取り巻く環境は、まだまだ厳しい状況ですが、商工会会員の皆さまにとって、希望に溢れる良い一年となることを願うばかりです。

様々な不安を抱える状況の中、地域の商工業者を支えていく経済団体として、「最も身近な経営相談所」となるよう経営支援のニーズの掘り起しを図り、地域商工業者の皆さまの持続的発展を目指し、新たな気持ちでその責務を果たすよう一層の努力をしてみたいと思います。



下呂市広告宣伝等 支援事業

新着情報！

原油高や物価高騰に伴い市内事業者の経営悪化が懸念される中、売上回復や販路拡大を目的とした広告および宣伝活動等を行い、積極的に誘客促進を図る事業者を支援するものです。
卒業・入学・入社シーズン、春の売出し等に向けて、ぜひ利用し販路拡大につなげてみましょう！ 予算に限りがありますので申請はお早めに！

【補助対象者】

- 次のいずれかに該当する事業者等であって市税等の滞納がないこと。
 - 市内に事業所等を有する中小法人等
 - 令和5年度において下呂市に住民税、固定資産税等の課税権のある個人事業者等
 - 下呂市内の事業者等で下呂市民を雇用している個人事業者等

【補助対象経費】

- 商品のPRや誘客などを目的とした広告および宣伝活動に要する経費
 - チラシ、WEB広告など、販売促進に必要な経費（印刷製本費、掲載料、委託料、DM郵送代）等 ※備品はのぞきます。
 - その他市長が必要と認める経費
 - 他の補助金を受ける又は受けた場合、重複計上となる費用は補助対象外となります。



※令和5年12月22日以降（交付決定以降）に着手したもので、令和6年5月17日までに支払いが完了した経費（注意！カード払いの場合、翌月以降に口座から引落しとなるため、令和6年5月17日までに支払いが終えているか確認してください。）

【補助金交付額】

- 補助限度額 1事業者につき5万円
- 補助率 補助対象経費の3/4以内（千円未満の端数切り捨て）
- 申請回数 1事業者につき1回のみ

※予算額に達し次第、申請受付終了（予算額300万円）

【交付申請】

- 申請期間 令和5年12月22日から令和6年5月10日
- ※補助対象事業に着手する前に交付申請を行うこと。

【お問合せ先】

下呂市観光商工部商工課 24-2222（内線162）

令和5年分の年末調整

【年末調整】・・・お忘れなく！

この年末調整は、源泉徴収義務者である事業所に実施が義務付けられており、年末調整を実施した後は、税務署や従業員が居住する市区町村にその内容を報告することが必要です。商工会では例年通り、年末調整の事務についての支援をさせていただきます。来会される方は、各種控除証明書等お忘れ物のないようお越しください。期限が近くなりますと、大変混雑しますので、お早めに来会されますことをお勧めします。

※源泉所得税納付期限 令和6年1月10日（水）

但し、納期特例届出事業者は1月22日（月）となります
通常は20日ですが、今回は土曜日のため22日（月）。

☆年末調整事務に準備していただくもの☆

- ①納付書・法定調書合計表・源泉徴収票・7月に納付した源泉税の領収書
(注) 納付書は、税務署から送付されたもの（整理番号・お名前等がすでに印字されている納付書）しか使用できません。納付書が無い方は、来会前に商工会へお電話下さい！ また、税務署・市役所から送られてきている書類を袋ごとご持参ください。
- ②各種証明書
国民健康保険・国民年金・生命保険・個人年金・介護保険料
・地震保険・建更等証明書
- ③給与所得者の保険料控除申告書
- ④給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ⑤給与所得者の配偶者控除等申告書
- ⑥所得税源泉徴収簿 ⑦マイナンバーが確認できるもの



給与支払報告書の提出について（下呂市税務課提出）

年末調整事務において、毎年、下呂市税務課に給与支払報告書を提出していただいておりますが、今一度下記の事項について確認し期日までに必ず提出してください。

①提出の対象となる方（少額でも提出が必要です）

令和5年中（1月1日～12月31日）に給与等の支払いを受けたすべての従業員等。

裏面につづきます。

②提出期限

令和6年1月18日(木) 源泉税納付期限とは違います。

③提出物

- ・ 給与支払報告書(総括表)
事業所全体の個人別明細書をまとめる表紙
- ・ 給与支払報告書(個人別明細書)
給与の支払いを受ける者1人につき**1枚提出**
- ・ 仕切紙
対象者の徴収方法(特別徴収/普通徴収)判別の仕切り
※事業所等に勤務されている方の個人住民税は、所得税と同様に、原則として事業主の皆さまに徴収をしていただいたうえで、課税した市町村に納入していただくことが必要です(特別徴収)。



確定申告の準備はお済ですか？ 決算・所得税、消費税確定申告

商工会では、個人事業者の決算・確定申告全般にわたり、一連の支援業務を行います。昨年まで、商工会で支援をさせていただいた事業所の方には、近日中に申告指導支援の案内を郵送させていただきますが、持参いただく書類等をよく確認していただき、お早めに来会いただきますようお願いいたします。尚、商工会規程により、事務手数料をお願いしますのでご了承ください。また、支援金等の申請の際に、申告書等を紙ベースで提出されている方は、申告書に税務署の受付印が必要となる場合や、自分で電子申告されている方は、送信した「メール詳細」が必要となる場合がありますので、確定申告の際にはご注意ください。



【個人事業者確定申告法定納期限】

所得税及び復興特別所得税確定申告	令和6年3月15日(金)
消費税及び地方消費税確定申告	令和6年4月1日(月)

☆ご注意ください！ 補助金等と確定申告☆

補助金は、地方自治体や国から支給されるものです。令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、より多くの補助金制度が実施されるようになりました。こういった事業者の収入が減少したことに対する補償や、必要経費に対する補てんを目的に給付された補助金等については所得税の対象となり、決算書上では「雑収入」に計上してください。確定申告の際には忘れないようにお願いします。年内に金額が確定しているものの入金がない場合は、「未収入金」に計上してください。ご質問等がありましたら、高山税務署・商工会へご連絡ください。

原点に立ち返って！

補助金の申請は・・・経営計画があってこそ！ 補助金制度を考える！

補助金申請！ ところで・・・その取り組み、

☆補助金がなくても実行しますか？☆

- ①「申請すれば誰でももらえる」ものではありません。
計画の合理性や収益性、実現可能性などを評価され、採択を受けた方がその計画を実行し、一定の成果を報告す

る必要があります。

- ②「補助金をもらうこと」だけに意識がいませんか。
せっかくなら、より効果的な活用をしましょう。「補助金」は「手段」であって「目的」ではありません。『その取り組みは「補助金」が無くても実行することですか？』と問われた時、どう答えますか？

③その経営計画の主旨は事業者です。

誰かに丸投げではなく、実行することを前提に計画書を書きましょう！ 支援機関として「商工会」も前向きに販路開拓等に取り組む事業所を応援していきます。その中で、事業者皆さま自身が真摯に経営計画を持ち、向き合った上で補助金を申請することが本当の「補助金」制度の活用と言えます。

『事業所の「現状」をみつめて、「問題」を見出し、

将来達成したい「目標」に向けてどんな課題を解決するのか。』

こんな流れを書き出してみてください。まずは取り組む姿勢をアピールしてください。商工会として、これからの各種補助金制度の申請にあたり、まずは事業者の方に補助金制度を充分理解していただき、一緒に取り組んでいく・・・ここからがスタートです！ ここで補助金の一部をご紹介します！

①小規模事業者持続化補助金

昨年12月12日に第14回分の公募が締め切られました。第15回分の公募要領が間もなく発表予定。

②ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

第17次締切分は、令和6年3月1日(金)締切。

③事業再構築補助金

第12回以降の公募については、新型コロナ対策としての要項などの見直しをした上で公募を再開する予定。



ご存じですか？ No.1

【下呂市事業者電気・ガス料金支援金】 申請1月19日まで！
電気料金等エネルギー価格が上昇し事業者の収益を圧迫していることから、売上高または付加価値額が減少している市内事業者のうち事業継続の意思を示す事業者に対して、電気・ガス料金を支援します。
※問合せ先：下呂市観光商工部商工課

ご存じですか？ No.2

【非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除】
法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度。この税制における「特例措置」について、「**特例承認計画**」の提出が令和6年3月31日までとなっています。尚、個人の事業用資産に対する「個人版事業承継税制」もあります。
※詳しくは、国税庁ホームページ「事業承継税制特集」をごらんください。

ご存じですか？ No.3 全国商工会連合会・あいおいニッセイ同和損保 共催

【労務リスク対策セミナー】 WEBセミナー (Zoom)
「自然災害時における企業の安全配慮の留意点」
～例えば「台風や豪雨時の従業員の出勤退勤問題」を解説します～
☆開催日時：2月7日(水) 15:00～17:00
☆申込締切：2月6日(火) 17:00まで (WEB申込み)
※申込等については、萩原町商工会にお電話ください。